

入札監理小委員会における審議の結果報告

法務局・地方法務局の施設管理・運營業務

東京・さいたま・千葉法務局における施設管理・運營業務については、公共サービス改革基本方針（別表）において、平成25年4月から平成28年3月までの3年間を契約期間として、民間競争入札を実施することとされている。

これに基づき、当該民間競争入札の実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な御意見と対応）を以下のとおり報告する。

1. 確保されるべきサービスの質について

【御意見】

- 確保されるべきサービスの質として、施設アンケートの70%以上の水準を設定しているが、この水準は法務局単位かそれとも各施設（支局・出張所等单位）単位で満たすべきなのか明確にした方がよいのではないか。

【対応】

- 各施設単位で水準を設定する場合、施設ごとにアンケート対象者の数にバラツキがあるので、信頼性の確保や民間事業者の目標達成が難しいとの理由から、法務局単位とすることとし、「アンケートは対象施設の職員を対象に年1回実施し、全施設の集計結果を基に評価を行う。」と記載し、評価方法を明確化した。

【御意見】

- 確保されるべきサービスの質として、障害発生時及び緊急対応時の現地への所要時間を概ね120分以内に設定しているところだが、「障害」や「緊急」というのはあくまでも庁舎内でのものか、それとも大地震等の庁舎以外の広範囲にわたるものを指しているのか、明確にした方がよいのではないか。例えば、大地震等の場合には道路が寸断される等により、120分以内に現地に駆け付けるのが難しい場合もあるので、どのような条件か明確にした方がよいのではないか。

【対応】

- 本業務の実施に当たり達成すべき質及び確保すべき水準は、天災地変等の不可抗力

その他落札事業者の責めに帰すべからず事由による場合を除くことを明示した。

2. 入札参加資格を疎明する資料について

【御意見】

- 入札参加資格を疎明するための資料を求めているところだが、具体的に何を提出する必要があるのか、明確に記載した方がよいのではないか。

【対応】

- 別紙４（１／２）の欄外に添付資料の例を記載。また、詳細については入札説明書によることとした。

3. 企画提案書の審査項目について

【御意見】

- 本事業については最低価格方式を採用しており、企画書の提案で一定の水準を満たしていれば合格とし、一つでも満たしていない場合には不合格としている。ただし、現在の審査項目だと「～工夫がとられているか」、「～効果的なものであるか」など総合評価方式の加点項目のような記載となっており、民間事業者にとっては、どこまでの水準を満たしていれば、合格と判断されるのかが不透明であるので、「提案がされているか、されていないか」というように有り無しで客観的に判断できるような項目とした方がよいのではないか。

【対応】

- 官民競争入札等の実施要項に関する指針（監理委員会決定）の必須項目・加点項目の基本的な考え方及び項目例を踏まえ、審査項目については「提案がされているか」という文言に修正、回答欄については「対応・不対応」から「適・否」に修正し、加点の要素が入らないような記載に改めた。

以 上